

## 第 2 章 土地利用の調整の処理状況

### 1 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

#### (1) 平成30年度の処理状況

平成30年度に委員会に係属した不服の裁定事件は、前年度から繰り越された4件と30年度に新たに受け付けた3件の計7件であり、うち2件が30年度中に終結し、5件が翌年度に繰り越された（表8）。

**表 8 鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定係属事件一覧（平成30年度）**

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
鉱業等に係る行政処分に対する不服裁定事件	三重県尾鷲（おわせ）市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	H28. 10. 27 29. 3. 30	
	山形県飽海（あくみ）郡遊佐町吉出字臂曲（ひじまがり）地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件	29. 2. 20 29. 8. 24	H30. 10. 23 却下
	山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件	30. 9. 21	
	岡山県岡山市北区御津矢原（みつやばら）地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 14	
	福島県田村市都路町地内の岩石採取計画認可処分に対する取消裁定申請事件	31. 3. 20	
	合 計	7 件	2 件

#### (2) 平成30年度に終結した主な事件

##### ア 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分等に対する取消裁定申請事件

###### (ア) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年12月20日付けで、拒否処分を行い、また、同地内における森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に基づく林地開発計画変更許可申請に対し、29年1月13日付けで拒否処分を行った。

###### (イ) 申請の概要

平成29年2月20日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は以下のとおりである。

処分庁は、岩石採取計画認可申請に当たって必要な申請書添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、添付を求めた書類の根拠となる条例は違法・

無効なものであり、また、処分庁は、林地開発計画変更許可申請に当たって必要な添付書類の不備を理由に拒否処分を行ったが、当該書類は申請に当たって必要な添付書類には含まれないため、かかる拒否処分は違法なものである。

#### (ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、第2回審理期日では、森林法に基づく林地開発計画変更許可申請に対する拒否処分に係る審理手続を分離し、平成29年9月29日、同処分に係る申請を却下するとの裁定を行った。この間、平成29年8月24日、山形県遊佐町から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年9月5日、これを承認した。その後、更に5回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、採石法に基づく岩石採取計画認可申請に対する拒否処分については、その理由が添付書類の不備であったことから、申請人が添付書類を追加して再度同一の認可申請を行ったところ、これに対して処分庁が平成30年7月10日付けで実体的判断としての不認可処分をしたことから、もはや上記拒否処分の取消しを求める法律上の利益は認められないとして、同年10月23日、申請人の請求を却下するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、申請人は平成30年7月10日付けの不認可処分の取消しを求める裁定を申請した（後記(3)イ(7)参照）。

### (3) 係属中の主な事件

#### ア 三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

##### (7) 原処分の概要

三重県尾鷲建設事務所長（処分庁）は、申請人からされた三重県尾鷲市大字南浦地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成28年8月5日付けで、不認可処分を行った。

##### (イ) 申請の概要

平成28年10月27日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は以下のとおりである。

処分庁は、当該採石場からの濁水によって水産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとして不認可処分を行ったが、処分庁は、これまで経済産業省資源エネルギー庁の作成する技術基準に基づき、濁水対策については沈殿池による自然沈降を基本とした濁水対策を基本として審査を行っており、同基準の合理性が失われたことを示す特段の事由がないにもかかわらず、かつ、申請人による濁水対策が同基準を満たしていると認めながら、申請人による濁水処理対策に疑念がある等の理由付けで行った、かかる不認可処分は理由のない違法なものである。

##### (ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開

催するとともに、河川流域における土砂流出等と海洋汚染との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。この間、平成29年3月30日、三重県内の漁業協同組合4団体から参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年4月28日、これを承認した。

#### イ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

##### (7) 原処分の概要

山形県知事（処分庁）は、申請人からされた山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における採石法第33条に基づく岩石採取計画認可申請に対し、平成30年7月10日付けで、不認可処分を行った。

##### (イ) 申請の概要

平成30年9月21日、申請人から、上記処分の取消しを求めて裁定の申請があった。申請の理由は以下のとおりである。

処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、同用水路施設や同用水を灌漑（かんがい）用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、更に、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、申請人の岩石採取計画を「規制対象事業」に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものである。

##### (ウ) 手続等の概要

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審理期日を開催するなど手続を進めている。

#### (4) 周知・広報活動の取組

広報誌「総務省」平成30年9月号の「MIC NEWS」コーナーにおいて、不服裁定手続の流れや申請の対象者について紹介し、制度の周知を図った。

## 2 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

平成30年度に委員会に係属した土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答等は、前年度から繰り越された25件と30年度に新たに受け付けた4件の計29件である。このうち、27件が平成30年度中に処理され、残りの2件は翌年度に繰り越された。平成30年度に係属した29件のうち、土地収用法に基づく審査請求に関する国土交通大臣からの意見照会への回答事案が28件、採石法（昭和25年法律第291号）に基づく採石権存続期間更新に関する承認を求める事案が1件となっている。